

令和6年度茨城地方最低賃金審議会
第1回茨城県最低賃金専門部会議事録

令和6年7月31日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和6年7月31日（水）午前10時50分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
清山 玲
野村 貴広

労働者代表委員 大森 玄則
小坂 祐之
宮下 有一

使用者代表委員 遠藤 隆光
澤畑 英史
水出 浩司

茨城労働局 労働基準部長 江口 勇次
賃金室長 川野 義光
室長補佐 鈴木 洋昭
賃金係 佐藤 瑞己

議事次第

- (1) 部会長及び同代理の選出について
- (2) 茨城地方最低賃金審議会
茨城県最低賃金専門部会運営規程（案）について
- (3) 金額調査審議
- (4) その他

補 佐

ただ今から、茨城地方最低賃金審議会第1回茨城県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は、専門部会委員全員出席となっておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定を満たしており、本専門部会が有効に成立していることをご報告いたします。令和6年度最初の茨城県最低賃金専門部会ですので、部会長並びに部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。審議に入らせていただく前に、労働基準部長の江口よりご挨拶申し上げます。

部 長

労働基準部長の江口です。専門部会の委員の皆様には、本審に引き続きご出席いただきありがとうございます。第1回の専門部会ということで、一言ご挨拶させていただきますと思います。

先ほど中央最低審議会の会長からの目安伝達等に関する動画を視聴していただきましたとおり、7月25日に中央最低審議会会長から厚生労働大臣あて目安額の答申がなされ、本日から、この部会において、本格的な審議をお願いすることになります。答申された目安額ABCすべてのランクにおいて50円、引上げ率に換算するとBランクが5.2%ということで、昨年を上回る最大の目安額となります。最低賃金を決定するにあたりましては、本審議会の意向が大変重要になりますが、県の独自性や県の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分参酌していただき、皆様のお考えを議論していただいた上で決定していただきたいと考えております。

物価上昇や円安によりまして、中小企業・小規模事業場の経営状況や労働者の生活にも影響が出ております。本年の審議、昨年以上に大変厳しいものになると考えております。委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけいたしますが、可能な限り全会一致を目指していただき、できる限り例年の発効日に間に合うようにご審議いただければと考えてお

ります。

以上、簡単ではございますが、これからご審議、どうぞよろしく願いいたします。

補佐 それでは、部会長並びに部会長代理の選出に入らせていただきます。部会長並びに部会長代理は、最低賃金法第24条を準用して、公益代表委員のうちから選出することになっております。事前に公益代表委員による打合せの時間を設け、候補者が選出されましたので、ご報告させていただきます。部会長候補に清山委員、部会長代理候補に井出委員の名前が挙がっております。お願いしてよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

補佐 ありがとうございます。それでは、部会長に清山委員、部会長代理に井出委員と決定されました。これ以降の議事進行につきましては、清山部会長にお願いしたいと思います。清山部会長、よろしく願いいたします。

部会長 皆様どうぞよろしく願いします。大変な審議になると思いますが、しっかりやっていきたいと思えます。それでは、茨城県最低賃金改定の調査審議に入ります。最初に、茨城県最低賃金専門部会運営規程(案)についてお諮りします。事務局から説明をお願いします。

室長 それでは、専門部会運営規程(案)について、ご説明いたします。お手元の配付資料No.2、2ページをご覧ください。お示ししている運営規程(案)については、文字どおり専門部会の議事運営に関して定めたものです。概略要点のみ説明させていただきます。

第1条は、議事運営に関し、法令である最低賃金法及び

最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの、という規程の目的です。第2条は、会議の招集等についての規程です。第3条は、欠席についての規程で、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、部会長に通知するとなっておりますが、実務的には、従来どおり、事務局の方にご連絡いただければと思います。第4条は、会議における発言など、議事進行のルールです。第5条は、会議における公開又は非公開についての規程です。例年、専門部会は、金額審議が中心となることから、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性の確保という観点から、ただし書きを適用して非公開としておりますが、7月3日に開催いたしました第一回審議会本審において、ご確認いただいたところでした。第6条は、会議の議事録の作成と議事録の公開、非公開についての規程です。議事録は、部会長及び部会長が指名した委員2人がその内容を確認する。昨年は、第5条の専門部会の公開、非公開と同様の理由により、議事録は非公開とし、第3項により議事要旨を作成しておりますが、これも7月3日に開催いたしました第一回審議会本審において、ご確認いただいたところでした。第7条以降につきましては、割愛させていただきます。最後に、附則としまして、施行日が記載されることになっておりますが、これについては、後ほどお決めいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。専門部会の会議及び議事録は、原則公開となっております。しかし、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は非公開にできることになっております。専門部会につきましては、金額審議という観点から、他県でもほとんど非公開となっております。茨城県も率直な意見

交換を保障するという考えから、7月3日の本審で審議したとおり、会議の金額審議の部分は非公開とし、議事録についても金額審議の部分は非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

部会長 また、議事録の確認につきまして、部会長及び部会長が指名した委員2人がその内容を確認することになっています。この議事録の確認は、労働者側委員は大森委員、使用者側委員は澤畑委員にお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

委員 (異議なしの声)

部会長 ありがとうございます。それでは、原案どおり決定いたします。

続きまして、附則の施行期日につきまして、本日からの施行ですので、令和6年7月31日と入れていただきまして、(案)を削除してください。それから、運営規程第3条の会議に出席できないときは、先ほどご説明ありましたように、部会長ではなく、従来同様、事務局にご連絡ください。そのようにお願いいたします。

では、金額審議を行うにあたりまして、労使双方から金額提示の基本的な考え方について述べていただきたいと思います。まず、労働者側からお願いいたします。

大森委員 それでは、私の方から金額提示の基本的な考え方につきまして述べさせていただきます。

先ほどの本審の中でも申し上げましたけれども、

今年の審議は、物価高が続く中で実質賃金の低下が続いておりまして、私たち労働者、とりわけ最低賃金近傍で働

く仲間の暮らしは、極めて苦しい状況にあります。このような中、連合における2024春闘での賃上げの状況につきましては、33年ぶりに5%台の高水準となっておりまして、今年の最低賃金引上げへの期待感はかつてない高い状況でございます。現在の茨城県地域別最低賃金は953円でございますけれども、全国加重平均と比較しても51円の格差がある状況でございます。年間2,000時間働いたとしても年収は190万6千円にしかならず、ワーキングプア水準に留まっています。また、昨年からランクの見直しがされ、茨城については、Bランクのまま変更はございませんが、経済実態を示す総合指数は全国9番目でございますけれども、地域別最賃は全国で15番目という状況でございます。Bランク内だけで見てみますと、総合指数は3番目で、最低賃金が9番目という状況でございます。6つの道県は総合指数が茨城よりも低いにもかかわらず、地域別最賃は茨城よりも高いという状況です。また、栃木、千葉、埼玉など隣接する県との格差につきましては、労働力の流出にもつながることから、解消しなければならないと考えています。従いまして、目安を尊重しつつ、時給1,000円を確実なものとしながら、さらにランク内の格差是正、近隣県との格差是正を求めていきたいと思っております。私の方からは、一旦以上でございます。

部会長

ありがとうございました。それでは、続きまして使用者側からお願いします。

澤畑委員

はい。使用者側でございますが、本審の方でも述べさせていただきましたが、使用者側といたしましては、物価上昇の観点から、最低賃金を引き上げることの必要性については理解しております。ただ、昨今の円安等の影響もございまして、原材料費の高騰によるコスト増もございまして、特に中小企業さんにとりましては、急激で大幅な最低

賃金の引上げに対応することは厳しい状況であるという実情もあるかと思えます。そういったことも踏まえて今年度の審議を進めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

部会長

ありがとうございました。ただ今、労使双方から金額提示の基本的な考え方の説明をいただきました。これから、具体的な金額審議に進みたいと思えます。

ここからは、専門部会は非公開となりますので、傍聴人の方は退席をお願いいたします。

(傍聴人、退室)

【これ以降は、議事要旨をご覧ください。】